

[令和 5 年 7 月 5 日環境生活警察常任委員会－07 月 05 日-01 号]

◆竹内圭司 委員 私の方からなんですが、先日、我が党の代表質問の中で、環境や社会問題の解決のために公共事業資金調達として E S G 債というのを取り上げました。この E S G 債はより金利が低い資金を調達できるというメリットがあります。一方で、当常任委員会、環境でございますので、実は地方公共団体自らが公共施設や太陽光発電の設置、L E D 導入などの省エネルギー化といった脱炭素化に取り組む際に発行できる脱炭素化推進事業債というのがあるんですけども、御案内のとおり、この起債というのは財源措置にかなり有利で、30%から 50%の交付税措置というものがございます。これを、私、県で積極的に進めていくべきだと思って今日質問したいんですが、昨年度、県ではエコオフィスプランを改定しまして、県庁の脱炭素化を進めていくこととされております。しかし、県だけでなく、市町村もこうした地方債を活用しながら積極的に進めるべきだと私は思います。この地方債、脱炭素化推進事業債というものが総務部の所管であることは重々承知しておりますけども、この積極的な活用を市町村に促す役割はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

◎説明者（小林温暖化対策推進課長） まず、市町村の脱炭素化推進事業債の活用にあたりましては、総務部のほうと連携しまして、各市町村の公共施設の

再エネや省エネ設備等の導入事業が、市町村の地球温暖化対策実行計画の事務事業編なんですけども、これに基づいたものとなっているかなど、そういった内容を確認した上で書類を国のほうに提出したところでございます。今後とも、交付税措置があり有利な起債であるということもありますので、総務部と連携してその活用を促してまいります。

それと、市町村の公共施設の脱炭素化に向けましては、従前から職員向けのセミナーを開催しまして、太陽光発電ですとか、蓄電池の導入を促進していますけれども、今年度はさらに研修動画を作成したり、公用車としての電気自動車の試乗会を開催するなど、内容も充実しながら、全ての市町村が取り組みやすい環境づくりをしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

◆竹内圭司 委員 要望なんですけども、県と比べますと、人的にも財源的にも市町村はまだまだ低い少ないと思いますし、大変失礼ながら、市町村のほうはまだまだ、そういった脱炭素化に対する意識もまだ低いと言わざるを得ません。そこを、市町村の脱炭素化を進めていくためにも、財源措置が有利なこの起債というものを積極的に県のほうからも御案内し、また、セミナーなりを今のように開く形を取って、県全体で脱炭素化に取り組んでもらえますようお願い申し上げます。

以上です。